

川崎市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業【令和8年度補正事業】

- 目的:訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の提供体制の維持・強化を図る。
 - 補助対象事業所:「訪問介護事業所」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」「夜間対応型訪問介護事業所」のいずれかの指定を受けている事業所
 - 補助対象期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、補助対象経費は、当該期間内に支出したもの。
 - 補助申請期間:令和8年12月28日までに専用フォームから申請
 - ①研修体制の構築の支援 補助基準額:1事業所当たり 10万円
 - ②経験年数が短い訪問介護員等への同行支援
補助基準額:・30 分未満の同行支援1回につき2,500円(※)
・30 分以上の同行支援1回につき4,000円(※)
※経験年数の短いヘルパー1人につき計30 回まで
 - ③周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援(人材確保に関する経費) 補助基準額:1事業所当たり 30万円
対象事業所の要件:集合住宅等(サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等)の併設事業所は補助対象から除く
 - ④経営改善の支援 補助基準額:1事業所当たり 40万円
 - ⑤登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援 補助基準額:常勤化する登録ヘルパー等1人につき1月当たり10 万円(最大連続する3か月まで)
 - ⑥小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援 補助基準額:1事業者グループ当たり150 万円
 - ⑦介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援 補助基準額:1事業所当たり 30万円
 - 実績報告:各種補助事業がすべて支出まで完了後、速やかに専用フォームへ報告。遅くとも、令和9年4月2日まで
- ※当事業についての詳細は<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000177875.html>を参照